

国立病院機構相模原病院臨床倫理委員会規程

(目的)

第1条 日常的な臨床上の倫理問題については、職域毎或いは職域を越えたチーム医療を実践する中で、現場において解決を図っている。しかしながら、高度な医療技術の選択や患者への告知など、当事者だけで問題の解決が困難な場合には、エビデンスに基づき、安全管理及び患者の権利にも配慮が必要なことから、臨床上の様々な倫理的問題を速やかに解決し、適切な医療を提供することを目的とする。

(設置)

第2条 前条について必要な審議を行うため、国立病院機構相模原病院に臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員は、統括診療部長、臨床研究センター長、内科系診療部長、外科系診療部長、病棟部長、外来部長、地域医療・情報部長、麻酔科部長、事務部長、看護部長及び薬剤部長をもって構成する。なお、院長、副院長はオブザーバーとする。

2 委員長は統括診療部長とし、副委員長は内科系診療部長及び外科系診療部長とする。

3 委員長に事故のある時は、副委員長がその職務を代行する。

4 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の業務)

第4条 委員長は、院長から求められた以下の各号について、調査、検討を行い、必要な意見を院長に答申する。

一 世界で初めての診療技術

二 外国で臨床試験段階の診療技術

三 外国で実用化されている診療技術

四 日本で評価療養として既に認められている診療技術

五 保険診療に含まれるが、病院として初めての侵襲を伴う診療技術

六 前各号の他、臨床上の倫理問題に関する事（倫理委員会で審議する案件を除く。）

2 委員会は、院長に対し、文書により審査結果の意見を述べなければならない。

(委員会の開催、成立及び決議)

第5条 委員会は、原則、年2回、幹部会議に併せて開催するものとし、院長もしくは委員会委員の要請があったとき、臨時に招集することができる。なお、委員長が開催の必要がないと判断した場合は開催しない。

- 2 委員会は、構成員の2/3以上の委員の出席により成立するものとする。
- 3 委員長は、議事に必要な者を招聘し、意見を聴取することができる。
- 4 議決は、全員一致を原則とする。賛否の分かれた場合には、議事録に両論明記の上、委員長が決するものとする。

(申請および結果通知)

- 第6条 職員は、第4条各号について、臨床上の倫理問題等が生じた場合は、速やかに、申請書(様式1)を事務局に提出しなければならない。
- 2 院長は、前項の規程に基づき申請を受け、審査が必要と判断した場合は、委員会に審査を求めるものとする。
 - 3 委員会は、審議した結果について、審議結果報告書(様式2)により院長に報告する。
 - 4 院長は、委員会の審査を受けた後、判断した結果について、結果通知書(様式3)により、申請者に通知する。

(迅速審査)

- 第7条 第6条2項について、緊急性等があると院長が認めるときは、臨時に迅速審査を行うことができる。
- 2 迅速審査は、第3条第1項に掲げる委員のうち、複数の外科領域の医師及び医療安全部門担当医師を含めた3名以上の構成員による協議又は持ち回り決裁をもって院長が決定する。
 - 3 迅速審査の結果は、速やかに次回以降の本委員会に報告する。

(守秘義務)

- 第8条 委員会の委員は、委員会で知り得た情報を正当な理由なく漏洩してはならない。委員を退いた後も同様である。

(委員会の事務)

- 第9条 委員会の事務局は、管理課に置き、庶務班長が記録・保管する。
- 2 委員会の議事の記録は、5年間保存するものとする。

(その他)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会の意見をもとに院長が定める。

(附則)

- 平成28年11月14日より施行する。
令和4年4月1日より一部改正する。
令和5年4月1日より一部改正する。